

◇知事等の給与の特例に関する条例（新潟県条例第18号）

1 給与の臨時的削減措置の実施

現下の厳しい財政状況等を考慮し、令和元年11月から令和6年3月までに支給される知事、副知事、教育長、常勤の県監査委員、地方公営企業管理者、部長級の職員及び本庁の課長等の給料、期末手当等について、知事にあつては100分の20、副知事、教育長、常勤の県監査委員及び地方公営企業管理者にあつては100分の15、部長級の職員にあつては100分の10、本庁の課長等にあつては100分の5を減額することとしました。（第1条～第4条関係）

2 施行期日

この条例は、令和元年11月1日から施行することとしました。

◇地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第19号）

1 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに会計年度任用職員制度が創設されることから、適切な制度運用を可能とするため、関係条例の規定の整備を行うこととしました。

(1) 職員の懲戒の方法及び効果に関する条例（第1条関係）

(2) 一般職の職員の給与に関する条例（第2条関係）

(3) 市町村立学校職員の給与に関する条例（第3条関係）

(4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（第4条関係）

(5) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（第5条関係）

(6) 新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第6条関係）

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第20号）

1 防疫等作業手当の見直し

近隣県における豚コレラ等の近年の家畜伝染病の発生状況等を踏まえ、支給対象となる家畜伝染病の範囲を拡大することとしました。（第14条関係）

2 身辺警護等業務手当

天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行等に伴い、支給要件を見直すこととしました。（第43条関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県公文書の管理に関する条例（新潟県条例第21号）

1 目的

この条例は、県及び地方独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が、県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書の適正な管理、歴史公文書の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県及び地方独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とすることとしました。（第1条関係）

2 行政文書の管理

実施機関が行う行政文書の作成、保存及び知事への移管等に関し必要な事項を定めることとしました。（第4条～第8条及び第10条関係）

3 特定歴史公文書の保存、利用等

特定歴史公文書の適切な保存及び利用等に関し必要な事項を定めることとしました。（第11条～第24条関係）

4 公表

(1) 知事は、毎年度、行政文書の管理の状況を取りまとめ、その概要を公表することとしました。（第9条関係）

(2) 知事は、毎年度、特定歴史公文書の保存及び利用の状況の概要を公表することとしました。（第25条関係）

## 5 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

### ◇成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第23号）

#### 1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、次の条例の規定のうち成年被後見人等の権利の制限に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

- (1) 職員の旅費に関する条例（第1条関係）
- (2) 一般職の職員の給与に関する条例（第2条関係）
- (3) 市町村立学校職員の給与に関する条例（第3条関係）
- (4) 職員の退職手当に関する条例（第4条関係）
- (5) 新潟県心身障害者扶養共済制度条例（第5条関係）
- (6) 新潟県大麻取締法施行条例（第6条関係）
- (7) 新潟県覚せい剤取締法施行条例（第7条関係）
- (8) 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例（第8条関係）

#### 2 施行期日

この条例は、令和元年12月14日から施行することとしました。

### ◇新潟県臨時児童扶養等資金貸付金の償還の一部免除に関する条例（新潟県条例第24号）

#### 1 趣旨

この条例は、母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき、臨時児童扶養等資金に係る貸付金の償還の免除に関し必要な事項を定めるものとしました。（第1条関係）

#### 2 償還の一部免除

臨時児童扶養等資金の貸付けを受けた者が、所得の状況等により当該貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、当該貸付金の償還未済額の一部の償還を免除することができることとしました。（第2条関係）

#### 3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとし、令和2年1月31日限りその効力を失うこととしました。

### ◇新潟県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（新潟県条例第25号）

#### 1 使用済み下着等の譲受け等の禁止

青少年に対し、対償を供与し、使用済み下着を譲り受けること等を禁止することとしました。（第20条の2関係）

#### 2 児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止

青少年を威迫し、児童ポルノの提供を行うように求めること等を禁止することとしました。（第20条の3関係）

#### 3 深夜連れ出し等の制限

保護者の委託を受けた場合等を除き、深夜に青少年を連れ出すこと等を禁止することとしました。（第22条の2関係）

#### 4 施行期日

この条例は、令和2年1月1日から施行することとしました。

### ◇卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第26号）

#### 1 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、次の条例の規定のうち地方卸売市場の認定の申請に係る手数料に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

- (1) 新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（第1条関係）
- (2) 新潟県手数料条例（第2条関係）
- (3) 新潟県卸売市場審議会条例（第3条関係）
- (4) 新潟県卸売市場条例（第3条関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和2年6月21日から施行することとしました。

◇新潟県議会議員の議員報酬、期末手当及び政務活動費の特例に関する条例（新潟県条例第28号）

1 議員報酬及び期末手当の臨時的削減措置の実施

令和元年11月1日から令和5年4月29日までに支給される県議会議員の議員報酬及び期末手当について、100分の10を減額することとしました。（第1条及び第2条関係）

2 政務活動費の臨時的削減措置の実施

令和元年11月1日から令和5年4月29日までに交付される政務活動費について、100分の15を減額することとしました。（第3条関係）

3 施行期日

この条例は、令和元年11月1日から施行することとしました。

◇新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第29号）

1 手数料の追加

道路交通法の改正に伴い、運転経歴証明書の手数料を規定している条項に、免許証の更新を受けなかった者に対する交付に係る手数料を追加することとしました。（第8条関係）

2 施行期日

この条例は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）附則第1条第2号に定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしました。